

平成29年度

事業計画書

平成29年度社会福祉法人
大仙市社会福祉協議会事業計画書

○基本理念

支えあう 豊かな心で 共助のまちに

○基本方針

少子高齢社会の急激な進行に伴い、公的サービスだけでは対応できない福祉課題が、拡がり増加しています。

そのような中で、大仙市社会福祉協議会は、社会福祉法人としての責務を再確認しながら市民のための公益団体として事業を展開します。

平成29年度から大仙市で実施される「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまでの社会福祉協議会が培ってきた地域や福祉関係機関などとのネットワークを活かしながら「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置運営」に取り組み、地域の支え合いの体制づくりを進めます。

市民が、積極的に介護予防や地域の支えあい活動に参加できるよう「地域福祉活動サポーター養成講座」や「訪問介護ボランティア研修会」を開催し総合事業の基盤づくりを行います。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法改正による「経営組織統治の強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域での公益的な取り組みの強化」について具体的に取り組み、社会福祉協議会の役割や活動に対する地域住民の理解を促進します。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会、まちづくり委員会などの役割などを明確化し、運営体制の充実を図ります。
- ②適正かつ公正な支出管理に努めます。
- ③事業活動状況や財務状況に関する情報を積極的に公開・発信し事業運営の透明性の向上に努めます。
- ④理事会、評議員会、監事会、専門委員会、まちづくり委員会などの開催
- ⑤会長・副会長会議の開催
- ⑥役職員交流研修会の開催

2. 地域福祉部門

今年度は、第3期地域福祉活動計画の最終年であり、各種事業の検証を行いながら、次期地域福祉活動計画の策定に向けた取り組みを行います。

(1) 何でも相談できる環境づくりをすすめます

①総合相談援助事業

市民の相談窓口として、関係機関と連携したワンストップ体制を整えます。

○総合相談援助事業

・職員による一般相談・介護相談を実施します。

○高齢者等相談支援事業

・おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談や、司法書士による土地・家屋・相続相談を実施します。

○高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）南部・協和

・市民の身近な相談窓口として、「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネジャー」が連携し総合的な支援を行います。

○自立相談支援室

- ・自立相談支援事業 — 就労その他の自立に関する相談支援、個々の自立に向けたプラン作成等を行います。また、生活困窮者の緊急対策として、食糧支援を行います。
- ・家計相談支援事業 — 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行います。

(2) 互いに支えあう仕組みをつくり地域の活動を応援します

①福祉のまちづくり委員会の充実

市民が共に支えあう地域づくりの実現を図るため支所毎に設置し、地域の福祉課題の把握や社協事業への支援、意見・提言を行うとともに、各種事業への参加協力をお願いします。

②町内会長等地域代表者会議の開催

町内会長や自治会長等の地域の代表者に対し、社協事業の説明をすると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識を持ち、解決に向けた連携を図ります。

③福祉員研修会の開催

会費の取りまとめや、地域の生活課題を発見する「地域の福祉アンテナ役」として活動していただくために研修会を開催します。

④ゆいゆい交流会への助成

住民同士の連帯感やネットワークの構築等地域福祉の充実に目的として、町内会や自治会等が自主的に開催する交流事業（ゆいゆい交流会）への支援や助成を行います。

⑤ふれあいサロンの実施

孤独の解消や生きがい活動を目的に、気軽に集まることができる居場所づくりを社協主導ですすめます。

⑥高齢者等交流事業の実施

各支所毎に高齢者世帯等を対象とした会食会や交流会等を実施します。

⑦無料出前講座の実施

職員が仕事を通じて得た知識や技術を、地域で暮らす人たちの役に立てるため、無料の出前講座を実施します。

⑧車イス・レク用具等貸出事業の実施

車イス等の福祉機器や、レクリエーション用具を無料で貸し出します。

⑨福祉のまちづくり推進事業助成

地域福祉の推進を進める学校や団体等に対し、助成金を交付します。

⑩福祉実態調査事業の実施

社会的援護を必要とする世帯をもれなく把握し、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て地域の福祉実態の調査を行います。

⑪小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークを再構築します。

⑫福祉関係機関等との連携

要援護者世帯の事故や犯罪被害を防止するため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化していきます。

- ・ 地域福祉関係機関連絡会
- ・ 定例民協への出席
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 防火診断（消防と協力）
- ・ 福祉施設等との連携（施設職員等による講座の実施や会場の提供等）

⑬介護予防・日常生活総合支援事業への取り組み【新規】

○大仙市生活支援体制整備事業への取り組み

- ・ 生活支援コーディネーター（SC）の配置
中央（大曲）、東部（中仙、仙北、太田）、西部（西仙北、神岡、協和、南外）それぞれの圏域を担当する、第2層生活支援コーディネーターを地域福祉課、中仙支所、西仙北支所に配置します。
- ・ 第2層協議体の立ち上げ
社協各支所に第2層協議体の立ち上げを行います。

○地域福祉活動サポーター養成講座の開催

生きがいや健康づくりをとおして、地域住民の介護予防活動を進めることを目的に、地域においてサロン等の居場所づくりや交流活動を担う人材を養成するための講座を実施します。

⑭その他の事業

- ・ふれあい弁当（協和）
- ・世代間交流事業（神岡、中仙）

（3）住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるよう支援します

①結いっこサービス事業の充実

日常生活を送る上で、話し相手やちょっとした手助けが必要になったときに「結いっこサポーター」が自宅に伺いサービスを行います。

- ・結いっこサービスの実施（話し相手、ちょっとした手伝い、買い物支援等）
- ・結いっこサポーター養成事業

②エンゼル事業の実施

若い世代への子育て支援と社協のPRのため、新生児の保護者に紙オムツを贈呈します。

③身守りカードの普及

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカードを、希望者へ配布します。また、記載内容に変更があった場合は随時更新します。

④緊急通報体制等整備事業（ふれあい安心電話）の実施

緊急通報装置を設置し、急病や緊急時に対応するとともに、安否確認や日常の見守り活動を行います。

- ・ふれあい安心電話の設置
- ・ふれあいコールの実施（週1回）
- ・お隣ネットの開催

⑤食の自立支援事業（配食サービス）の実施

昼食または夕食の弁当を、職員やボランティアが自宅まで配達するとともに、安否確認も実施します。

⑥日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。（平成29年度より全市町村社協実施方式へ移行）

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

⑦家族介護教室事業の実施

在宅で介護している方や支援者を対象に、介護相談、介護の知識・技術の習得などの教室を開催します

⑧家族介護者交流事業の実施

在宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流を深めるとともに、心身のリフレッシュを図ります

⑨市営住宅独居高齢者安全確認業務の実施

市営住宅に入居する一人暮らし高齢者で安否確認を希望する方に対して、週2回電話での安否確認を実施します。

⑩たすけあい資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯等、一時的に生活が困難な方へ民生児童委員との協働のもと資金貸付を行います。

⑪生活福祉資金の貸付

生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、低所得世帯や障がい者世帯などを対象とした資金貸付の相談や申請受付などを行います。

⑫歳末たすけあい配分事業の実施

市共同募金委員会からの配分金を受け、要援護世帯、長期療養者等に対し見舞金を贈呈します。

- ・見舞金・品の贈呈事業
- ・ふれあい年賀状事業

⑬その他の事業

- ・火災警報器設置事業（中仙）
- ・紙おむつ援助事業（南外、仙北）
- ・介護予防デイサービス事業・自立のデイサロン（仙北）

（４）ボランティアの輪を広げみんなの想いをつなげます

①ボランティアセンター事業の実施

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や斡旋、ボランティア情報の提供を行います。

- ・ボランティアセンターの設置
- ・災害ボランティアに関する研修会への参加

②除雪ボランティア 大仙雪まる隊への支援

（５）地域や社協活動の情報を発信し市民の参加をすすめます

①大仙市社会福祉大会の開催

- ・10月20日前後の日程で調整中

②ホームページを利用した広報活動や情報の公開

③FMはなびを活用した情報発信を行います

- ・社会福祉協議会を広く市民に認知してもらうため、FMはなびの番組内に社協のコーナーを設け、活動の紹介や事業の開催告知等を行います。【新規】

④全市版、支所版広報の発行

⑤第4期地域福祉活動計画の策定【新規】

平成30年度からの第4期地域福祉活動計画を、大仙市地域福祉計画と合わせて策定するための取り組みを行います。

(6) 福祉の芽を育み福祉にふれる機会を広げます

①福祉教育担当者連絡会の開催

中央・東部・西部の地域毎に小・中・高等学校・特別支援学校と福祉教育などについての連絡会を開催し、社協事業に対する意見交換を行います。

②サマーショートボランティア事業の実施

小・中・高校生を対象に、夏休み期間を利用したボランティア活動を実施します。

③ゆいゆいきゃっぷ回収事業の実施

児童・生徒のエコ意識の向上やゴミの再資源化のため、ペットボトルキャップの回収を行い、それを売却することで得た収益金を大仙市共同募金委員会へ募金し、地域の福祉活動に役立てます。

④バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」の実施

小・中学生を対象に、障がい者の体験談や疑似体験授業（車イス、視覚障害者、高齢者）を行い、高齢者や障がい児・者に対する福祉意識を高めます。

3. 介護サービス部門

29年4月から新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。

背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測される中で、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。

趣旨

介護保険法第115条の45 第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排泄や食事摂取、身の回りの行為は自立している者が多い。地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けることで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。

そのため、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととなった。

また、総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図るなど、地域の人材を活用していくことが重要で、元気な高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていき、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支えとなっていくことで、より良い地域づくりにつながる。

（平成27年6月5日 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より）

(1) 居宅介護支援事業

29年度は、介護支援専門員が全体で3名の減となることで、1人の担当件数が予防プランも含めると32件～38件程度になる見込みです。

最近は、地域包括支援センターや病院からの困難ケース（認知症で一人暮らし、がん末期で在宅希望等）の依頼が増えてきました。援助はしても、収入につながらないケースも多いですが、困難ケースの依頼があるということは、スキルが高く信頼されている事業所であると受けとめ、今まで以上にきめ細やかな対応に努めていきます。

また、4月から始まる「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者である、要支援1, 2の利用者が混乱せずに総合事業に移行し、在宅で自立した生活が継続できるよう支援するとともに、地域包括支援センターとの連携も密にしていきます。

(2) 訪問介護事業

29年度から、新たに基準を緩和した生活援助のみの「訪問型サービスA」を提供していきます。これは、サービスを希望する方が簡単な手続き（基本チェックリストをうける）で、該当者は直ぐにサービスが利用できるというものです。現在、要支援1, 2の方は、認定有効期間満了日に順次、総合事業へ移行していきます。

3月1日のだいせん日和と一緒に総合事業のパンフレットが全戸配布されております。パンフレットを見て、新たに4月からサービスを希望される方がどれくらいいるのか現時点では予測できません。

訪問型サービスAは、ヘルパーの資格を有しなくとも、広域が定める内容の研修を修了すれば援助できることから、訪問型サービスAの利用状況を把握しながら、30年度までには、新たな職員の確保等も行い、万全な体制を整えていきます。

(3) 訪問入浴介護事業

28年度は入浴車の老朽化や利用者数の減、看護師不足などから、東部介護ステーションの訪問入浴を休止し、中央介護ステーションから東部地区の利用者へ、同じように訪問入浴サービスを提供してきました。東部介護ステーションの訪問入浴事業は、事業所指定更新日(平成29年3月21日)までに再開できず廃止となりました。

西部介護ステーションは、4月に購入した新しい車を含む2台で稼働しております。山間部でディサービス利用も困難な方が多く利用者には大変喜ばれております。

29年度も引き続き、中央、西部の2ステーションが、看護師1名

と介護員2名の体制で大仙市全域を訪問し、医療との連携も取りながら利用者に喜ばれる訪問入浴サービスの提供に努めます。

(4) 障害福祉サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援助（障害者総合支援法）

障がい者の権利をまもり、それぞれの障がいに適切に対応できるように訪問介護員の知識やスキル向上のための研修を充実させ、より良いサービスの提供に努めます。

(5) 受託事業

①障害者等地域生活支援事業（移動支援・訪問入浴サービス）

市から、外出の際に支援が必要と認められた方や居宅で入浴が困難な障がい者などの方に、移動支援や訪問入浴サービスを提供します。

②生活管理指導員派遣事業（市から受託）

要介護認定で自立と判定された方で、調理や掃除などの支援を必要とする方にヘルパーを派遣します。

③要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等にケアマネが認定調査員として訪問し、心身の状態について調査を行います。

④要支援1,2の利用者並びに事業対象者(新規)のケアプラン作成(大仙市から受託)

要支援の認定を受けた方や事業対象者でサービス利用を希望された方の意向を伺い、自立支援を考慮しながら、介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメントを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

(6) 自主事業

・ちょっとサービス事業

他事業所のケアマネや地域包括支援センター、あるいは一般の地域住民からも、サービスについての問い合わせが月1~2件あります。単発の利用者もおりますが、定期的に継続利用している方も6名ほどおり、制度の隙間を埋めるサービスとして喜ばれております。引き続き地域貢献していきたいと思っております。

4. 高齢者あんしん相談室 南部・協和 (地域包括支援センター)

高齢者あんしん相談室では、南部が担当する旧大曲の南部地域、協和が担当する協和地域の高齢者等の様々な相談に応じながら、継続して地域ケア会議等を開催し、関係機関との連携を密にし、多種多様な相談に対応できるよう努めていきます。

また、28年度に認知症地域支援推進員を2名育成しましたので、直営包括と一緒に認知症初期集中支援事業に取り組んでいく予定です。

29年度は、総合事業が始まるため、主任介護支援専門員は、居宅のケアマネのサポート及びサービス希望の利用者に対し、総合事業の説明、契約、チェックリストの実施など、業務量が増えることが予測されていますので、状況に応じて介護支援専門員を増やし、職員の負担軽減を図っていく予定です。

○総合相談・権利擁護

地域生活上の多様なニーズをもつ利用者の相談に応じ、ネットワークなどによる支援や利用者と地域との一体的支援に取り組んでいきます。

また、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応、困難事例や消費者被害の防止を念頭に高齢者の権利が守られるよう種々の研修等に出席し資質の向上に努めます。

○一般介護予防事業（保健師が主体）

市が行う介護予防事業に委託包括も一緒に参加し、高齢者の健康教室や介護予防普及啓発等を行っていきます。

○包括的・継続的ケアマネジメント

主任介護支援専門員が、介護支援専門員の抱える支援困難事例等について関係機関との連携を図り、具体的な支援方針を検討し指導・助言をしていきます。

○介護予防ケアマネジメント事業

要支援1, 2の認定を受けた方や事業対象者等に対し、適切なサービスが利用できるよう、介護予防のケアプランを作成し、自立した生活が送れるよう支援します。